

さいたま市告示第 1 6 7 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「支援法」という。）第 1 4 条第 4 項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び支援法第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
ハビネスケア株式会社 みぬま居宅介護支援事業所	所在地変更	さいたま市見沼区南中野 5 7	埼玉県さいたま市見沼区大字中川 2 4 4 - 4 2 階	居宅介護支援	R6. 12. 1
さくら薬局 中浦和駅前店	名称変更	中浦和薬局	さくら薬局 中浦和駅前店	居宅療養管理指導	R7. 9. 1
さくら薬局 中浦和駅前店	名称変更	中浦和薬局	さくら薬局 中浦和駅前店	介護予防居宅療養管理指導	R7. 9. 1

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
武蔵浦和歯科・矯正歯科	さいたま市南区沼影 1-8-18 ザ・マーケットプレイス武蔵浦和 4 階	居宅療養管理指導	R7.10.31
武蔵浦和歯科・矯正歯科	さいたま市南区沼影 1-8-18 ザ・マーケットプレイス武蔵浦和 4 階	介護予防居宅療養管理指導	R7.10.31